

登録業者に対する指名停止について

対象業者名	株式会社西原環境中部支店 支店長 熊谷 眞純 名古屋市東区葵3 - 15 - 31
指名停止理由	安全管理の措置が不適切であったため、業務委託関係者に死亡者を生じさせたと認められるため。
経緯	豊橋市発注の「富士見台処理場ほか施設運転保守業務」において、令和3年8月19日の保守点検中に受託者の社員が、いずみが丘処理場内でマンホールに転落し死亡する事故が発生した。 この事故について、豊橋簡易裁判所から、必要な安全措置（丈夫なさく等の設置）を講じていなかったとして、労働安全衛生法違反で株式会社西原環境に対し令和4年5月23日付で略式命令が下された。
指名停止の適用根拠	豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表第5項第1号 指名停止措置要領別表 〈措置要件〉 5 工事請負契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者等に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせた者 当該認定をした日から1か月以上6か月以内 (2) 負傷者を生じさせた者 1か月以上3か月以内
指名停止期間	4か月（令和4年7月2日～令和4年11月1日）
備考	対象者の登録業種 物品の製造・販売：機械・器具、薬品・試薬・農薬 役務の提供等：建物等各種施設管理 建設工事：機械器具設置工事、水道施設工事、管工事、清掃施設工事